

重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して訪問看護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容及び契約上のご注意いただきたい事項を次の通り説明します

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社フォーユー
代表者氏名	代表取締役 殿岡 裕
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	静岡市葵区上传馬 32-9 TEL 054-266-6699 FAX 054-255-1833
法人設立年月日	平成 16 年 12 月 24 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション ひなたぼっこ水道町
介護保険指定 事業所番号	2 2 6 4 2 9 0 3 3 5
事業所所在地	静岡市葵区水道町 159-2
連絡先 相談担当者名	054-269-6003 谷川 益代
事業所の通常の 事業の実施地域	静岡市 葵区 駿河区 清水区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持、改善を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、改善を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（12月30日から1月3日は除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	訪問看護サービス提供対応日 年中全て対応する。
サービス提供時間	訪問看護サービス提供対応時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	（職名） 所長/看護師（氏名） 谷川 益代
-----	-----------------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none">1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。3 利用者へ訪問看護計画を交付します。4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤 1名

<p>看護職員 (看護師・ 准看護師)</p>	<p>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>	<p>常 勤 1名 非常勤 2名</p>
<p>事務職員</p>	<p>1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</p>	<p>常 勤 1名</p>

サ ー ビ ス の 内 容	
<p>訪問看護計画の作成</p>	<p>主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。</p>
<p>訪問看護の提供</p>	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 療養上の世話 ④ 褥創の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ 認知症患者の看護 ⑦ 療養生活や介護方法の指導 ⑧ カテーテル等の管理 ⑨ その他医師の指示による医療処置

3 提供するサービスの内容及び費用について

提供するサービスの内容について提供するサービスの利用料、利用者負担額

(介護保険を適用する場合) について

サービス提供時間数 時間帯 8:30~17:30	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
看護師による場合	4,907円	491円	8,575円	857円	11,753円	1,174円
准看護師による場合)	4,699円	470円	8,273円	828円	11,357円	1,136円

加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算	5,981円	599円	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)	5,210円	521円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	2,605円	261円	
ターミナルケア加算	26,050円	2,605円	対象月に1回
初 回 加 算	3,126円	313円	初回のみ
退院時共同指導加算	6,252円	626円	1回当たり
複数名訪問看護加算	2,646円	264円	1回当たり(30分未満)
	4,188円	419円	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	3,126円	313円	1回当たり

(医療保険を適用する場合) について

・訪問看護基本療養費(Ⅰ)

看護師 : 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円

准看護師 : 週3日目まで 5,050円 週4日目以降 6,050円

・訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者で同一日3人以上の訪問)

看護師 : 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円

准看護師 : 週3日目まで 5,050円 週4日目以降 6,050円

・訪問看護基本療養費(Ⅲ)

入院患者の外泊中の訪問看護報酬 : 8,500円

・訪問看護管理療養費

月の初日 : 7,670円

2日目以降 : 3,000円

ただし、保険証の種類・負担割合・訪問日数・訪問回数で、料金が違います。

1割負担の場合

加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算	2,650円	265円	1月に1回
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1月に1回
特別管理加算	2,500円	250円	1月に1回
特別管理加算(重度)	5,000円	500円	1月に1回
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	対象月に1回
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1回・場合によっては2回
特別管理指導加算	2,000円	200円	特別管理加算対象者(退院時)
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1回当たり

4 その他の費用について

① 交通費	事業所より片道 3キロメートル未満	300円
	事業所より片道10キロメートル未満	500円
	事業所より片道20キロメートル未満	1,000円
	事業所より片道20キロメートル以上	2,000円
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の30%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。
	※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	
③衛生材料等	指示依頼の医師から、提供していただきます。 尚、自費で購入していただく物品もありますので、ご相談ください。	
③ 死後の処置	死亡後のご遺体のお世話	20,000円

5 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	谷川 益代
	イ 連絡先電話番号	054-269-6003
	同ファックス番号	054-269-6006
	ウ 受付日及び受付時間	月～金曜 8:30～17:30

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ・ 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 静岡市葵区水道町 159-2 電話番号 054-269-6003 ファックス番号 054-269-6006 受付時間 8:30～17:30 (土日休み)
【市町村(保険者)の窓口】 静岡市 介護保険課 総務	所在地 静岡市葵区 追手町 5 番 1 号 電話番号 054-221-1202 受付時間 9:00～17:30 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 静岡県国民健康保険団体連合会	所在地 静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 34 号 電話番号 054-253-5590 ファックス番号 054-253-5589 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

私はひなたぼっこ水道町訪問看護ステーションの「契約に関しての一連の事項」の説明を受け同意いたします。

尚、代理人（保証人）は利用者の利用料金についての支払いも保証いたします。

※ なお、この契約書は平成 27 年 5 月 1 日から有効とする

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

〈事業者〉

住所 静岡市葵区上伝馬 32-9

事業者名 株式会社 フォーユー

代表取締役 殿岡 裕 印

〈事業所〉

住所 静岡市葵区水道町 159-2

事業者名 ひなたぼっこ 水道町 訪問看護ステーション

所長 谷川 益代 印